

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年8月29日
【発行者の名称】	株式会社エス・エム・エス・データテック (SMS Data Tech Corporation)
【代表者の役職氏名】	代表取締役 松原 哲朗
【本店の所在の場所】	東京都中央区湊3-5-10 VORT新富町3階
【電話番号】	03-6222-0831 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 桐 義一
【担当J-Adviserの名称】	Jトラストグローバル証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢田 耕一
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿4-20-3
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.jtg-sec.co.jp/
【電話番号】	03-4560-0200
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7-1
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社エス・エム・エス・データテック https://www.sms-datatech.co.jp/ 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第23期	第24期	第25期
決算年月	2023年5月	2024年5月	2025年5月
売上高 (千円)	4,669,446	5,138,434	5,663,627
経常利益 (千円)	127,406	171,204	115,681
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	76,989	114,481	76,315
包括利益 (千円)	88,352	132,262	85,081
純資産額 (千円)	701,167	833,429	918,510
総資産額 (千円)	2,447,131	2,439,553	3,260,320
1株当たり純資産額 (円)	1,101.88	1,282.20	1,413.09
1株当たり配当額 (円)	－	－	－
1株当たり当期純利益 (円)	118.46	176.43	117.41
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	－	－	－
自己資本比率 (%)	28.1	34.2	28.2
自己資本利益率 (%)	11.6	15.1	8.7
株価収益率 (倍)	－	－	11.5
配当性向 (%)	－	－	－
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	234,174	190,613	51,172
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△15,073	1,527	△91,583
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	310,800	△220,092	641,554
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	1,828,937	1,800,986	2,402,130
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	533 (0)	554 (0)	587 (0)

- (注) 1. 第23期及び第24期の株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
3. 1株当たり配当額および配当性向については、無配のため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
5. 第24期の連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第25期の連結財務諸表については、

株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、RSM清和監査法人の監査を受けておりますが、第23期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。

6. 2024年9月10日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2 【沿革】

当社の設立以降、現在に至るまでの沿革は、次のとおりです。

年 月	沿 革
2001年 6 月	東京都中央区日本橋蠣殻町に法人設立（資本金1,000万） （データ通信システムが急速に発展するに伴い、システム運用保守サービスの拡大を図る目的をもって設立）
2004年 2 月	システム開発部、システムサポート部を新設
2004年 6 月	資本金を1,250万円に増資
2004年11月	本社オフィスを東京都中央区湊3丁目5番10号へ移転
2004年11月	企業理念の制定
2005年 1 月	新規事業開発室を新設
2005年 3 月	株式会社ISSへ出資500万
2005年 6 月	itSMF Japan（ITサービスマネジメントフォーラムジャパン）に団体加盟
2005年 8 月	システムサービス営業部、システム開発営業部を新設
2005年11月	株式会社ISS休止
2005年12月	ITアウトソーシング部を新設
2006年 2 月	営業支援部を新設
2006年 3 月	有限会社シンフォーへ出資200万、中国大連にオフィスを開設（大連SDT社）
2006年 5 月	経営企画部、経理部、総務部を企画総務部（新設）へ統合
2006年10月	本部制を導入 営業本部、事業本部を新設（各部は各本部へ統廃合）
2007年 3 月	資本金を3,250万円に増資
2007年 4 月	アネックスを東京都中央区湊1丁目12番10号アサヒビル4Fに開設、TQMの導入
2007年 5 月	NSA（日本ソフトウェア産業協会）加盟、シンフォー株を株式会社シンフォーへ株式譲渡（40株 200万円）
2007年 8 月	情報サービス産業企業動向アンケートの結果、ITIL Foundation業界取得率1位となる プライバシーマークの使用許諾を取得
2007年10月	* 2011年2月 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001）認証取得に伴い、2011年10月有効期間を満了
2007年10月	営業本部、事業本部を再編 システム開発本部、運用サービス本部を新設
2007年12月	大連SDTへ増資1,250万円
2008年 4 月	人材開発部、営業支援部を再編 管理本部を新設
2008年 6 月	マーケティング本部を新設
2008年11月	内部統制システム構築
2008年12月	チームマイナス6%の参加承認
2009年 2 月	一般建設業の認可取得

2009年 3 月	経済産業省システムサービス企業台帳への登録
2009年 4 月	人材開発部、営業支援部を再編 管理本部を新設
2010年 3 月	チャレンジ25の参加承認
2010年 5 月	アネックスを本社ビルへ統合
2011年 2 月	品質マネジメントシステム（ISO9001）及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001）認証を取得、株式会社NTTデータアソシエイトパートナー（AP）認可取得
2011年 6 月	AMSテクノロジー株式会社から一部事業譲渡
2012年 4 月	営業推進本部を新設
2013年 4 月	事業開発室を新設
2013年 6 月	第1回アプリンピックプレゼン大会開催
2013年10月	大連SDT社の株式一部譲渡
2013年12月	大連SDTが大連CPSDT社へ社名変更
2014年 4 月	基盤本部を新設
2016年 2 月	ITIL®教育事業者に認定
2018年 4 月	関西事務所を開設
2018年 6 月	第二ビル（事務所）を開設
2018年 7 月	中部事務所を開設
2018年 8 月	プライバシーマーク（JIS Q 15001）認証を取得
2019年 5 月	株式会社インディゴデータを設立（100%出資子会社）
2021年 5 月	松原五夫が相談役、松原哲朗が代表取締役社長に就任
2021年 6 月	創立20周年
2021年 8 月	ServiceNowとパートナー契約を締結
2022年 1 月	AWS Partner Networkセレクトコンサルティングパートナーに認定
2023年 5 月	ServiceNowサービスパートナープログラムで「Premier」セグメントに認定
2025年 1 月	株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market 上場

3 【事業の内容】

当社は、公官庁や金融・流通・製造業界などに導入された基幹システムの運用・保守業務を担う会社として2001年に設立され、その後2005年からシステム開発事業もスタートさせました。アプリケーション開発やシステム基盤開発の技術者も多く擁し、幅広いITサービスマネジメントノウハウと運用設計ナレッジを培ってきました。それらをベースに、システム開発の要件定義段階からシステム維持メンテナンスおよび運用サービスまでを視野に入れた、システムのライフサイクルをトータルにサポートする事業を展開しております。独自の運用自動化ソリューションによって既存システムの運用効率化を支援するとともに、ハイブリッド・マルチクラウドの構築運用のプロフェッショナル集団として、システムアーキテクチャの抜本的な変革も提案し、お客様のファーストDXパートナー企業を目指しております。また、幅広い領域における最先端技術の調査と自社製品・サービスの開発に注力しており、データサイエンス関連事業から子会社がスピンオフするなど、着実に成果を上げております。事業をよりグローバルに広げる動きも加速させており、次の時代もITのプロフェッショナル集団として選ばれ続けるために、私たちはこれまで以上にスピード感を持って事業運営をしております。

なお、当社グループの報告セグメントは情報サービス事業のみであるため、セグメント別の記載に代えて、サービス区分別に記載しております。

サービス区分	主な事業内容
ソフトウェア開発	ITコンサルティング、システム設計・開発・導入支援、サーバーの設計・構築等
システム運用管理	システム運用・保守・維持管理、IT運用自動化ソリューション、IT運用アウトソーシングサービス等
商品販売等	セキュリティ製品、BCP対策製品等
データ収集等	Webデータ収集・統計解析・分析・監視サービス等

(1) ソフトウェア開発

IT全般のコンサルティングからニーズに応じたソフトウェア開発やシステム設計・開発・導入支援を行っております。また、サーバーの設計・構築やクラウドサービスへの移行などのコンサルティングやマネージドサービスの提供もおこなっております。

(2) システム運用管理

サーバーやネットワーク等のITインフラを安定的に利用するためのシステム運用・保守・維持管理サービスを提供しております。また、IT運用自動化ソリューションやIT運用アウトソーシング等の付加価値の高いシステム管理全般のサービスを提供しております。

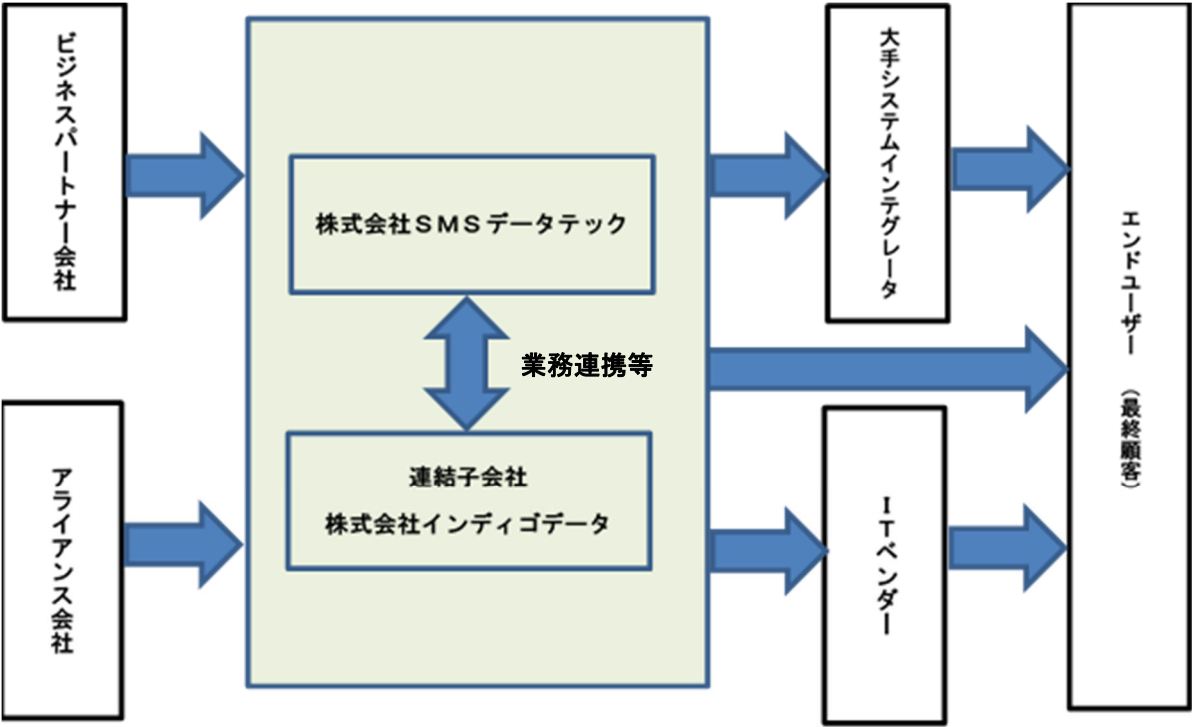
(3) 商品販売等

自然災害やパンデミック、システム障害、外部からの攻撃等、あらゆるリスク・脅威から情報資産を守るサービスを提供しております。また、リスク・脅威が発生した際のITに関わるビジネスリスクを想定し、実効性の高いBCP（事業継続計画）提供もおこなっております。

(4) データ収集等

ビッグデータ、Webデータの収集や統計解析・分析・監視サービス等の提供をしております。また、データサイエンティストによるDX推進等も提供しております。

当社グループの事業系統図は、以下の通りであります。
[事業系統図]



※ ➡ 情報システムの設計・開発・運用・保守
製品サービスの提供等。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 (又は被所有)割 合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社インデ ィゴデータ	東京都中央区	11,125	データ収集事業 データ分析事業 データ経営推進 事業	100.0	役員の兼任 従業員の出向 管理業務の受託

- (注) 1. 当社グループは「情報サービス事業」の単一セグメントであるため、「主要な事業の内容」欄には、各関係会社が行うサービス内容を記載しております。
2. 特定子会社に該当しております。
3. 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年5月31日現在

事業	従業員数(人)
システム開発本部	171
ソリューションサービス本部	355
営業推進本部	17
事業開発室	19
管理本部	20
経営企画部	2
内部監査室	3
合 計	587

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、含まれない。
2. 営業推進本部、事業開発室は子会社への出向社員を含む。
3. システム開発本部は子会社からの出向社員を含む。

(2) 発行者の状況

2025年5月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
586(0)	34.3	7.6	4,640

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 当社は当事業年度中に入社した従業員数が多いことから、平均年間給与は、期末日時点の各従業員の月給を年間換算した金額に賞与実績等を加えて算定しております。
3. 当社は情報サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されていませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第25期連結会計年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

当連結会計年度におけるわが国の経済環境は、雇用及び所得の改善、インバウンド需要の拡大を背景に、国内消費に回復傾向がみられました。一方で、資源・原材料価格の高騰や生活必需品価格の上昇等の影響により、景気の先行きには不透明感が残る状況が継続いたしました。国際的には、不安定な地政学的情勢の長期化、世界的な物価上昇、それに伴う金融引き締め動き、急激な為替変動、加えて中国経済の減速や米国における関税政策の動向など、世界経済全体においても先行き不透明な状況が継続いたしました。

このような経済環境下において、情報サービス業界では、社会全体でのデジタルトランスフォーメーション（DX）への取り組みが継続されるとともに、生成AIやクラウドネイティブ技術等の先端テクノロジーへの関心が高まり、一部業務領域においては堅調な受注を維持しております。一方で、慢性的な人材不足ならびに人件費の上昇といった課題もあり、利益面においては一定の影響を受ける局面も見られました。

当社グループは、こうした業界動向及び経済情勢を踏まえた柔軟かつ迅速な対応により、持続的な企業成長と企業価値の向上を図ってまいります。

このような情勢の中、当連結会計年度の売上高は5,663,627千円（前年同期比10.2%増）、営業利益は121,469千円（同31.1%減）、経常利益は115,681千円（同32.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は76,315千円（同33.3%減）という順調に推移した結果となりました。

当社グループは情報サービス業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の期末残高は、2,402,130千円となり、前連結会計年度末に比べ601,143千円増加いたしました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度末における営業活動によるキャッシュ・フローは51,172千円の収入となりました（前年同期190,613千円の収入）。これは主に税金等調整前当期純利益が115,681千円、仕入債務の増加が35,155千円、未払費用の増加が41,514千円であった一方で、売上債権の増加が41,983千円、法人税等の支払額が60,213千円あったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度末における投資活動によるキャッシュ・フローは91,583千円の支出となりました（前年同期1,527千円の収入）。これは主に投資有価証券の取得による支出が30,030千円、子会社株式取得に係る前払金の支出が59,999千円あったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度末における財務活動によるキャッシュ・フローは641,554千円の収入となりました（前年同期220,092千円の支出）。これは主に短期借入金の増加が300,000千円、長期借入による収入が600,000千円であった一方で、長期借入金の返済による支出が258,446千円あったことによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループが展開する事業の特性上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

第25期連結会計年度における販売実績は以下のとおりであります。

当社グループは、情報サービス事業の単一セグメントであるため、販売の状況につきましては、事業別に記載しております。

事業	第25期連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	
	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
ソフトウェア開発	1,937,005	0.6
システム運用管理	3,401,296	13.1
商品販売等	230,717	88.7
データ収集等	94,606	13.1
合計	5,663,627	10.2

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りであります。

相手先	第25期連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)
株式会社NTTデータSMS	1,242,229	21.9
株式会社NTTデータフロンティア	731,392	12.9

3 【対処すべき課題】

国内市場においては、DX推進に向けた先進的分野や従来型のシステム刷新など、企業等の活発なIT投資が見込まれ、当社グループを取り巻く事業分野におきましても、これらの需要への的確な対応が求められる環境にあり、より生産性の高い新たな事業モデルへシフトしていくことが急務となっております。これまで以上に顧客との綿密なコミュニケーションを図り、新技術分野の案件需要に対応した、新規事業の創出や高付加価値な自社サービス提供に注力してまいります。このような状況下において、当社グループの更なる事業の拡大に向けて対処すべき課題は、次のとおりです。

(1) 人材の確保・育成、働く環境の整備

当社グループは、将来にわたる持続的な企業成長の実現に向け、優秀な人材の確保と育成を経営の根幹を支える重要課題と位置付けております。この認識のもと、新規採用活動の強化に加え、企業認知度の向上及びブランド力のさらなる醸成を通じて、質の高い人材の獲得に積極的に取り組んでおります。

また、教育・研修制度の充実によって、社員一人ひとりの成長を支援し、組織全体の人材育成力の向上を図っております。さらに、残業時間の抑制、有給休暇取得の促進、リモートワークの導入など、柔軟な働き方への対応を推進するほか、育児・介護との両立支援制度やキャリア形成支援制度の整備・拡充により、社員が長期的に安心して働ける職場環境の構築にも注力しております。これらの取り組みを通じ、人的資本の強化と企業価値の向上を持続的に推進してまいります。

(2) 技術革新などへの対応

昨今、顧客企業においては、災害リスクへの備えや保守・セキュリティコストの削減を背景に、従来型のオンプレミス環境からクラウドへの移行が加速しております。さらに、AIやIoT等の先端技術の急速な進化によって、新たな事業・サービスの創出と、それらの積極的な導入・活用に向けた取り組みが活発化しており、市場構造は大きく変化しております。このような変化に的確かつ迅速に対応していくことは、当社グループにとって重要な経営課題のひとつと捉えております。こうした認識のもと、当社グループでは、最新の市場ニーズを踏まえた教育機会を継続的に推進してまいります。

また、当社グループ社員への先端技術への理解と対応力の強化を図ることで、新たなサービス・ソリューションに対する柔軟な適応力を高めております。今後も、高度化する市場環境において持続的な顧客価値の提供を実現し、企業競争力の向上と事業基盤の強化に寄与してまいります。

(3) 業務プロセスの改善

当社グループは、事業規模の持続的な拡大及び企業価値の向上を実現するためには、基幹業務のシステム化ならびに業務プロセスの標準化に基づく業務効率化の推進が不可欠であると認識しております。

こうした認識のもと、社内規程及び業務運用ルールの適時見直しを継続的に実施するとともに、ワークフローの徹底と最適化を図ることで、業務全般の生産性向上を着実に進めております。今後も、組織全体の業務効率を高める仕組みづくりに注力することで、事業の競争力強化と企業価値の持続的な向上を図ってまいります。

(4) 情報管理体制の強化

当社グループは、各種サービスの提供に際し、個人情報ならびに顧客企業の機密情報等、高度な重要性を有する情報資産を取り扱っており、これらの適正な保護と管理体制の強化は、経営の根幹を支える重要課題であると認識しております。これまで当社グループでは、プライバシーマーク制度及び情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)に基づく認証取得をはじめ、社内規程の整備・運用を通じて情報管理体制の高度化に取り組んでまいりました。今後も、情報保護水準のさらなる向上と、リスクマネジメント体制の充実を目指し、社内体制及び管理手法の強化・整備を継続的に推進してまいります。これにより、企業価値の向上とステークホルダーの皆様の信頼確保に寄与してまいります。

(5) コンプライアンスの遵守

当社グループは、健全かつ持続可能な事業運営を実現する上で、法令遵守(コンプライアンス)の徹底を経営の最重要課題のひとつと位置付けております。事業活動に関係する法令・規制への的確な対応を図るべく、法令改正等の動向を適時に把握し、社内への周知徹底を行う体制を構築しております。

また、社内規程の整備・更新とともに、社員のコンプライアンス意識向上を目的とした定期的な研修の実施を通じ、企業倫理の遵守と法令違反の未然防止に努めております。今後も、ステークホルダーの皆様の信頼に応えるべく、コンプライアンス体制のさらなる強化・高度化に取り組んでまいります。

4 【事業等のリスク】

当社グループの事業及び業績に重要な影響を与える可能性がある事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、重要であると考えられる事項につきましては、積極的な情報開示の観点から以下に示しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識したうえで、その発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 市場環境に関するリスクについて

① 経済・市場環境における影響について

当社グループが属する情報サービス業界におきましては、業者間の競争激化や先進技術への対応状況等を背景に案件価格が大きく変動することがあります。このため、経済情勢の急激な変化及び国内外の著しい景気低迷等により、IT投資意欲が減退した場合は、新規顧客開拓の低迷や既存顧客からの受注減少等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

② 競合他社による影響について

当社グループでは、ユーザーの技術要望を捉え、高品質なソフトウェアやサービスの提供に努めておりますが、当社グループが属する情報サービス業は、労働集約的になりやすく、参入障壁も相対的に低くなることで市場において当該事業者との競合が生じております。国内企業のIT化推進等に伴い、業界全体における顧客需要は堅調であるものの、価格競争、開発需要の減少や新規参入増加等による競争の激化、あるいは競合他社の技術力やサービスの向上により当社グループのサービス力が相対的に低下した場合には、受注減少、契約の終了等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

③ 技術革新による影響について

当社グループが属する情報サービス業界は、技術革新のスピードは速くかつその変化は著しい状況にあります。また、市場においても新技術、新サービスが次々と生み出されております。最新の技術動向や環境変化を常に把握し、経営レベルで新規技術の導入を迅速に実行に移せる意思決定が行えるよう体制構築に努めておりますが、想定を超える技術革新や新サービスの急速な普及等による著しい環境変化等が生じた場合、当該変化に対応することができず、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) 事業に関するリスクについて

① 人材の確保について

当社グループにとって、高度な専門知性と技術力によるサービスの提供を行う管理者及びエンジニアを安定的に確保し、常に実務能力の向上を目的として人材育成を行うことは非常に重要であります。人材不足を生じさせないよう魅力的な職場環境と雇用待遇の整備、新卒及び即戦力であるキャリア採用を促進するための対応策を講じ、戦力の維持・向上を図っておりますが、著しい人材の流動化に伴う人員流出、技術・知識の属人化によるノウハウの流出により当社グループが必要とする十分な人材を確保することができない場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

② 協力会社の確保について

当社グループにおける業務については、業務の効率化、顧客要請への迅速な対応、外部企業の持つ専門性の高いノウハウ活用等を目的として、業務の一部について当社社員の管理統括のもと、パートナーと位置づける協力会社への外部委託を活用しております。現時点では優秀な協力会社との良好な連携体制を維持しており、今後も協力会社の確保及びその連携体制の強化を積極的に推進していく方針ではありますが、協力会社から十分な人材を確保できない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

③ 協力会社との取引について

当社グループは、外部の技術力やノウハウ等を活用するため、業務の一部を当社グループ外への企業に委託するなど外部発注を行っておりますが、IT需要の高まりによる発注コストの増大、外部発注先に起因する納期遅延や品質低下に加え、ヒューマンエラー等による情報漏えい事故の発生、同業他社との競合により優秀な外部発注先が確保できない場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

④品質管理に関するリスク

当社グループが開発し、納品したシステムサービスに予期せぬ欠陥が発生した場合には、社会的信用の低下やその後の受注減少等に繋がり、更に訴訟が提起される事態に発展することも想定されます。このような場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

⑤納期遅延によるリスク

当社グループのシステム開発に関しては、納期内にシステムを完成する責任を負っており、開発工程管理や品質管理を徹底しております。しかしながら想定外の仕様取込み、問題発生により納期遅延等の損害賠償や想定を超える原価発生により、当社グループの財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

一方、顧客の計画変更により、当初予定していた契約が翌期以降に延期されることによる期ずれにより、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

⑥不採算プロジェクトの発生について

当社グループではプロジェクトが不採算に陥る可能性が無いように、単なるエンジニアのキャリアと経験だけに依存するだけでなく、チーム体制、役割、作業品質、許容される事項などが整理され、マネジメントリスクをコントロールしながら業務に着手しています。業務プロセスを更に強固なものとするため品質マネジメントシステム（QMS）を導入し、継続的に不採算案件ゼロを維持して参りますが、予測できない要因により作業工程での品質問題や工期問題の発生及び納品後の不具合等が発見される場合があります。このような状況により不採算プロジェクトが発生した場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

⑦顧客情報等漏洩のリスクについて

当社グループでは、業務に関連して顧客や取引先等の個人情報及び機密情報を取り扱う場合があります。情報管理に関する全社的な取り組みを講じており、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）やプライバシーマークの認定取得を行い、従業員教育、各種ソフトウェアの監視、情報資産へのアクセス証跡の記録等、各種の情報セキュリティ対策を講じ、個人情報を含む重要な情報資産の管理を実施し、情報漏洩のリスクの回避を図っておりますが、当社グループまたは協力会社により情報の漏洩が発生した場合は、顧客からの損害賠償や当社グループの信用失墜等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

⑧情報システムのトラブルについて

当社グループでは、事業の特性上、多数のコンピューター機器を利用しておりますが、データの保全、電源確保、対不正アクセス等の対策を講じています。しかしながら、大規模なシステムやネットワーク障害、不正アクセスやコンピューターウイルス等による被害が発生した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

⑨過重労働、安全衛生管理の不備等によるリスク

当社グループでは、時間外・休日労働時間の削減、健康管理体制の整備・健康診断、メンタルヘルス対策支援等を推進し、労務管理の充実に取り組んでおりますが、やむを得ない要因により、従業員の過重労働、安全衛生管理の不備があった場合、健康問題や労務問題に発展し、労働生産性が低下する等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

⑩大口顧客への依存度について

当社グループの当連結会計年度の売上高は、NTTデータグループからが50%超であり、システム運用管理事業の売上の柱はNTTデータグループからの受注によるものであります。この傾向は当社の創業時からであり、主に株式会社NTTデータの子会社であります株式会社NTTデータSMS社からの再委託により官公庁、政府機関のほか、大手金融機関等のシステム運用・維持管理の委託を継続して受注してまいりました。こうした特定業種、取引先との強い関係は当社の強みである反面、経済情勢の変化によりNTTデータグループの事業運営が影響を受け、方針、計画等が変更を余儀なくされた場合、当該取引先への売上依存は、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

(3) その他のリスクについて

①内部管理体制について

当社グループでは、企業価値の持続的な増大を図るためにコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であり、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底が必要と認識しておりますが、事業の拡大により、内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

②法的規制について

当社グループでは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）」を遵守し、労働者派遣事業として監督官庁への必要な届出を行っております。今後何らかの理由により派遣元事業者としての欠格事由及び当該許可の取消事由に該当し、業務の全部もしくは一部の停止処分を受けた場合、若しくは新たな許可を取得することができなくなった場合、又は法的な規制が変更になった場合等には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

③知的財産権について

当社グループが事業活動を行うにあたり必要となる知的財産権等について、使用許諾を受けられない場合、特定の技術サービスが提供できなくなる可能性があります。このため、当社グループでは、必要となる知的財産権等について、法令や契約に則り、事前に当該権利の所有者による許諾を受けた上で使用することとしております。

④自然災害等による影響について

地震、水害、火災、爆発、テロ、汚染、感染症のパンデミック等の災害発生により業務の全部または一部が停止する危険性があり、当社グループの事業存続上の重大な影響が生じるリスクがあります。このため、当社グループでは、災害対策マニュアルの作成、安否確認体制の整備、在宅勤務体制の整備、システム障害を回避・最小限にするためのバックアップ体制等の対策を推進しております。

(4) 当社グループの代表取締役への依存

当社グループの推進者は代表取締役の松原哲朗になります。当社グループの経営方針及び経営戦略全般の決定等における同氏の役割は大きく、当社グループは同氏に対する依存度が高いと認識しております。今後も、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めるべく人材を育成し、役職員の質的レベルの向上に注力していく方針であります。計画どおりの体制構築及び人材強化が達成される前に、同氏が無理な理由で当社の経営に携わることが困難となった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(5) J-Adviser との契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。当社では、Jトラストグローバル証券株式会社を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2022年6月1日にJトラストグローバル証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社グループ（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、Jトラストグローバル証券株式会社（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後3年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若し

くは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産活法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

（a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、

再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

- (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

- 甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
 - b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
 - c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の 2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないことと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合
- ⑫ 株式の譲渡制限
甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- ⑬ 完全子会社化
甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。
- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
 - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
 - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
 - d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
 - e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
 - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定
- ⑯ 全部取得
甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合
- ⑰ 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき
- ⑱ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

1. 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

（流動資産）

当連結会計年度末における流動資産は3,057,549千円となり、前連結会計年度末に比べ676,012千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が601,143千円、売掛金が41,983千円それぞれ増加したことによるものです。

（固定資産）

当連結会計年度末における固定資産は202,770千円となり、前連結会計年度末に比べ144,754千円増加いたしました。これは主に投資有価証券が30,030千円、前払金が59,999千円、その他が62,456千円それぞれ増加したことによるものです。

（流動負債）

当連結会計年度末における流動負債は1,297,188千円となり、前連結会計年度末に比べ470,718千円増加いたしました。これは主に買掛金が35,155千円、短期借入金が300,000千円、1年内返済予定の長期借入金66,606千円、未払費用が41,514千円、その他が56,395千円それぞれ増加したことによるものです。

（固定負債）

当連結会計年度末における固定負債は1,044,621千円となり、前連結会計年度末に比べ264,966千円増加いたしました。これは主に長期借入金274,948千円増加したことによるものです。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は918,510千円となり、前連結会計年度末に比べ85,081千円増加いたしました。これは主に利益剰余金が76,315千円増加したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、当社グループでは設備投資を行っておりません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 発行者

2025年5月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (人)
			建物附 属設備	工具器 具備品	土地 (面積 ㎡)	リース 資産	ソフト ウェア	合計	
本社 (東京都中央区)	情報サービ ス事業	本社機能	6,958	4,531	—	—	3,289	14,779	586

(2) 国内子会社

2025年5月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (人)
				建物附 属設備	工具器 具備品	土地 (面積 ㎡)	リース 資産	ソフト ウェア	合計	
(株)インディゴデータ	本社 (東京都中央区)	データ収集事業	—	—	—	—	—	—	—	1

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却

該当事項はありません。

(3) 重要な設備の売却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2025年5月31日)	公表日現在発行数(株) (2025年8月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,600,000	1,950,000	650,000	650,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数は100株を1単位とする。
計	2,600,000	1,950,000	650,000	650,000	—	—

(注1) 2024年8月15日開催の取締役会決議により、2024年9月10日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより、発行済株式総数は643,500株増加し、650,000株となっております。また、当該株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は2,574,000株増加し、2,600,000株となっております。

(注2) 2024年8月30日開催の株主総会決議により、2024年9月10日付で、普通株式100株を1単位とする単元株式制度を導入する定款の変更を行っております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2024年9月10日 (注)	643,500	650,000	—	32,500	—	—

(注) 2024年8月15日開催の取締役会決議により、2024年9月10日付で普通株式1株を100株に分割するとともに、定款の一部を変更し、1単位を100株とする単元株式制度を採用しております。

(6) 【所有者別状況】

2025年5月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	－	－	－	2	－	－	6	8	－
所有株式数(単元)	－	－	－	521	－	－	5,979	6,500	－
所有株式数の割合(%)	－	－	－	8.02	－	－	91.98	100	－

(注) 2024年8月15日開催の取締役会決議により、2024年9月10日付で普通株式1株を100株に分割するとともに、定款の一部を変更し、1単位を100株とする単元株式制度を採用しております。

(7) 【大株主の状況】

2025年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数 に対する 所有株式 数の割合 (%)
松原 哲朗※1	東京都世田谷区	494,000	76.00
(株)NTTデータSMS	東京都江東区豊洲3-3-9 豊洲センタービル アネックス3F	52,000	8.00
大藏 陽一※3	東京都練馬区	25,900	3.98
小野 敏明※2	東京都足立区	19,500	3.00
関根 義明※2	千葉県鎌ヶ谷市	19,500	3.00
桐 義一※2	東京都足立区	19,500	3.00
福田 政俊※4	東京都杉並区	19,500	3.00
エム・デー・ピー(株)	東京都渋谷区神宮前5-52-2	100	0.02
計	—	650,000	100.00

- (注) 1. 特別利害関係者等（当社の代表取締役）
2. 特別利害関係者等（当社の取締役）
3. 特別利害関係者（子会社の代表取締役）
4. 当社の従業員（執行役員）

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年5月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 650,000	6,500	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	650,000	—	—
総株主の議決権	—	6,500	—

(注) 2024年8月15日開催の取締役会決議により、2024年9月10日付で普通株式1株を100株に分割するとともに、定款の一部を変更し、1単元を100株とする単元株式制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する公正な利益還元を経営の重要な課題として位置づけ、業績向上に努めます。また経営基盤の強化及び事業の安定並びに事業展開に備えた内部留保の充実も勘案しつつ、株主への安定配当と配当水準向上に努めることを基本方針としております。内部留保資金につきましては、経営基盤の強化と今後の事業展開への備えに役立てていく方針であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第23期	第24期	第25期
決算年月	2023年5月	2024年5月	2025年5月
最高（円）	—	—	1,350
最低（円）	—	—	1,350

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものです。
2. 当社は、2025年1月31日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しております。それ以前の株価については、該当事項はありません。

(2) 【最近6か月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年12月	2025年1月	2025年2月	2025年3月	2025年4月	2025年5月
最高（円）	—	1,350	—	—	—	—
最低（円）	—	1,350	—	—	—	—

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものです。
2. 当社は、2025年1月31日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しております。

5 【役員の状況】

男 6 名（役員のうち女性の比率 0%）

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有 株式数 (株)
代表取締役 社長	松原 哲朗	1978年6月24日生	2003年4月 2009年1月 2010年12月 2011年4月 2012年5月 2013年4月 2014年5月 2020年5月 2021年5月	(株)ペンチャー・リンク入社 当社入社 当社取締役 当社取締役管理本部長 当社取締役営業推進本部長 当社取締役マーケティング本部長 当社常務取締役 当社代表取締役副社長 当社代表取締役社長(現任)	(注) 2	(注) 4	494, 000
取締役 営業推進 本部長	小野 敏明	1965年5月15日生	1987年4月 2000年8月 2002年3月 2008年4月 2009年4月 2010年4月 2011年5月 2014年5月 2022年5月	(株)日本インテック技研入社 ソニー生命(株)入社 (株)フォーカスシステムズ入社 コンピュータマネージメント(株)入社 当社入社 当社システム開発本部副本部長 当社執行役員システム開発本部長 当社取締役システム開発本部長 当社取締役営業推進本部長(現任)	(注) 2	(注) 4	19, 500
取締役 ソリューションサービス 本部長	関根 義明	1970年7月9日生	1989年4月 1995年1月 2002年5月 2007年4月 2011年4月 2012年5月 2014年5月	(株)アルポリック入社 (株)ソフタス入社 当社入社 当社ソリューションサービス本部サービス企画部長 当社ソリューションサービス本部副本部長 当社執行役員ソリューションサービス本部長 当社取締役ソリューションサービス本部長(現任)	(注) 2	(注) 4	19, 500
取締役 管理本部長	桐 義一	1970年2月12日生	1996年4月 2008年4月 2010年4月 2012年4月 2013年5月 2020年5月	インターナショナルエクスプレス(株)入社 当社入社 当社管理本部人事総務部長 当社管理本部長 当社執行役員管理本部長 当社取締役管理本部長(現任)	(注) 2	(注) 4	19, 500
監査役	栗原 悦夫	1953生7月8日生	1972年4月 1988年4月 2008年4月 2019年4月 2022年5月	日本電信電話公社(現: 東日本電信電話株式会社) 入社 NTTデータ通信株式会社(現: 株式会社NTTデータ) に転籍 NTTデータ東京SMS株式会社(現: 株式会社NTTデータSMS) へ転籍 当社入社 顧問 当社監査役(現任)	(注) 3	(注) 4	—
監査役 (注 1)	増渕 達郎	1968年5月19日生	1992年4月 1993年8月 2000年4月 2002年6月 2003年5月	公認会計士税理士山本事務所入所 八束会計事務所入所 増渕達郎税理士事務所開設所長(現任) (株)プロペラ (現株)プロペラホールディングス 代表取締役(現任) 当社監査役(現任)	(注) 3	(注) 4	—
計							552, 500

- (注) 1. 監査役の増淵達郎は、社外監査役です。
2. 2024年8月30日開催の定時株主総会の決議を受け、2024年6月1日から2026年5月期に係る定時株主総会終結の時までです。
3. 2024年8月30日開催の定時株主総会の決議を受け、2024年6月1日から2028年5月期に係る定時株主総会終結の時までです。
4. 2025年5月期における役員報酬の総額は80,490千円を支給しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、企業価値の最大化を図るために、コーポレート・ガバナンス体制の強化が重要な経営課題であると認識しております。こうした認識のもと、当社では、以下のようなコーポレート・ガバナンスに係る諸施策を通じて公明正大で健全性、透明性の確保された経営を可能とする組織体制を構築しております。また企業の社会的責任を強く意識した社員教育や、職場環境整備を行い、社員ひとりひとりの倫理観を醸成しながら、コンプライアンスについても徹底していきたいと考えております。

② 会社の機関の内容およびコーポレート・ガバナンス体制について

1) 取締役会

当社の取締役会は、本発行者情報公表日時点で、取締役4名で構成されており、毎月の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令で定められた事項のほか、経営に係る重要事項について、審議・決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。

2) 監査役

当社は、監査役制度を採用しており、本発行者情報公表日時点で、監査役2名（うち社外監査役1名）で構成されております。監査役は、取締役会の重要会議等への出席、取締役等からの事業の報告の聴取、重要な決議書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により厳正な監査を実施し、経営への監視機能を果たしております。

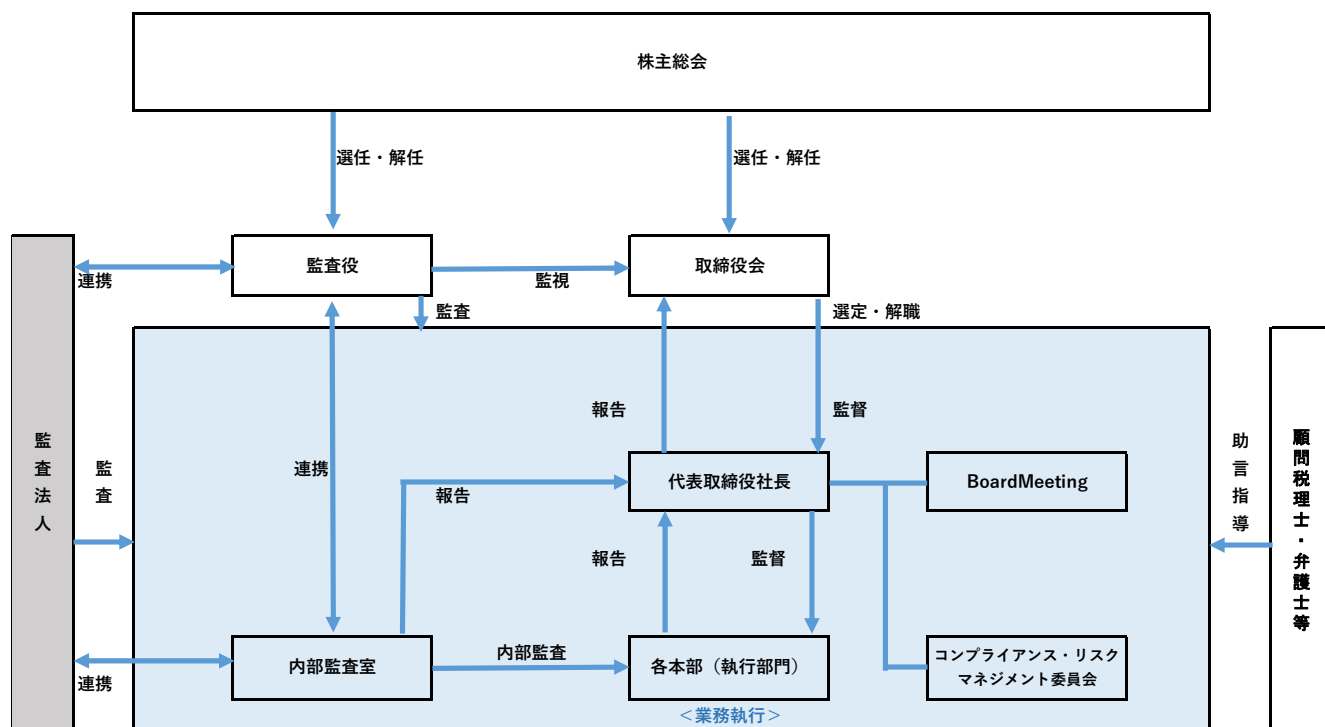
3) 内部監査

当社は、内部監査人を選定し、内部監査を実施しております。なお、内部監査担当者が他部署を兼任する場合は、内部監査担当者が所属する部署については、内部監査担当者が所属する部署以外から内部監査を実施しております。監査結果については、代表取締役に報告を行うとともに、監査役並びに監査法人とも共有を行っております。また、改善点などにつき、改善指導を行うことで事業運営の効率化及び適正化に努めております。

4) 会計監査

当社はRSM清和監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお、2025年5月期において監査を執行した公認会計士は寛悦生氏、市川裕之氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査にかかる補助者は公認会計士7名その他6名であります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



③ 内部統制システムの整備の状況について

業務の適正を確保するための当社の内部統制システムに関する基本方針及び整備の状況は、次のとおりです。

a. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号)

- (1) 当社は、企業価値の最大化と社会の一員として信頼される企業となるため、法令・定款及び社会規範の遵守を経営の根幹とし、取締役、執行役員及び使用人は、その行動指針としての「エス・エム・エス・データテック行動規範」（以下「SDT行動規範」とする。）に従い職務を執行する。
- (2) 当社は、代表取締役を委員長とする「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を設置し、コンプライアンス及び危機管理に関わる重要な問題の解決に当たる。また、コンプライアンス体制の維持・向上に努め、取締役、執行役員及び使用人の啓発・教育を行う。
- (3) 当社は、代表取締役直轄の「内部監査室」を置き、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況について定期的に監査し、内部統制の整備状況の評価結果及び改善提案を代表取締役及び監査役へ報告する。

b. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第4号)

- (1) 当社は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念、経営理念及びSDT行動規範について教育・啓発を行う。
- (2) 取締役、執行役員及び使用人は、重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、コンプライアンス・リスクマネジメント委員長（以下「委員長」という。）へ速やかに報告するものとし、報告を受けた委員長は、報告された内容について事実の調査を指揮・監督し、必要と認める場合は適切な対策を決定する。
- (3) 違反行為や疑義のある行為等を使用人が直接通報できる手段として、委員長を情報受領者とする「コンプライアンス・ホットライン」を設け、違反行為等の早期発見とその是正を速やかに実施する。

この場合、通報者の承諾がない限り通報者の氏名を開示しないこと（匿名性の保障）と、通報者に不利益がないことを確保する。また、重要な通報については、その内容及び会社の対処状況・結果について適切に取締役、執行役員及び使用人へ開示し、周知徹底する。

c. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（会社法施行規則第100条第1項第1号）

- (1) 取締役は、その職務の執行に係る以下の文書（書面又は電磁的記録による。以下、同じ。）その他の重要な情報について、文書規則等の社内規則に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存し管理する。
 - ① 株主総会議事録及び関連資料
 - ② 取締役会議事録及び関連資料
 - ③ 取締役が主催するその他の重要な会議の議事録、指示事項及び関連資料
 - ④ 取締役決裁権限の決定書類及び付属書類
 - ⑤ その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
- (2) 内部監査室長は、前項に規定する文書及び情報の保存、並びにその管理状況について監視・監督する責任者となる。

d. 損失の危険の管理に関する規則その他の体制

（会社法施行規則第100条第1項第2号）

- (1) 取締役会は、企業価値の向上並びに企業活動の継続的発展を脅かすあらゆるリスクに対し、実践的な速やかな対処を行う。
- (2) 委員長は、以下のリスクに関する情報を集約し、事業の継続性を確保するための各本部の内部統制と一体となってリスク管理を推進する。
 - ① 地震、洪水、事故、火災等の災害により重大な損害を被るリスク
 - ② 取締役、執行役員及び使用人の不適正な業務執行により事業活動に重大な支障が生じるリスク
 - ③ 基幹ITシステムが正常に機能しないことにより重大な被害を受けるリスク
 - ④ その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク

e. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（会社法施行規則第100条第1項第3号）

- (1) 取締役会は、取締役会が定める組織及び業務分掌に基づき、代表取締役及び業務執行取締役は業務の執行を行わせる。
- (2) 代表取締役及び業務執行取締役は、権限規則その他社内規則に定める機関又は手続きにより業務遂行に必要な決定を行う。これらの規則は、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すものとする。また、業務執行の適正を期するため、取締役及び執行役員で構成するBoard Meetingを毎週1回開催し、業務執行上の重要課題の検討及び各本部から業務執行状況報告を行わせ、業務執行状況の監督を行う。

f. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正化を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）

- (1) 当社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保する諸施策に加え、SDTグループの企業集団としての業務の適正性と効率性を確保するために、SDT行動規範及び規則類を整備する。
- (2) SDTグループに属する会社間の取引は、法令、会計原則、税法その他社会規範に照らし適切なものでなければならない。
- (3) 代表取締役及び業務執行取締役は、それぞれの業務分掌に従い、SDTグループ各社が適切な内部統制システムを整備するよう指導する。
- (4) 内部監査室は、SDTグループにおける内部監査を実施又は統括し、SDTグループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保すると共に、その結果を取締役会及び監査役へ報告する。

g. 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

（会社法施行規則第100条第3項第1号及び第2号）

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人を求められたときは、内部監査室所属の使用人が監査役付を兼務する。

- (2) 監査役付は、監査役の指示に従いその職務を行うと共に、SDTグループ会社の監査役を兼務できるものとする。
- (3) 監査役付の独立性を確保するため、監査役付の任命、異動等人事権に係る事項の決定については、監査役及び内部監査室長の事前の同意を要するものとする。
- (4) 監査役付の人事評価については、監査役と内部監査室長とが協議して行う。
- (5) 監査役付は、SDTグループ会社の業務を執行する役職を兼務してはならない。

h. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
(会社法施行規則第100条第3項第3号)

- (1) 代表取締役及び業務執行取締役は、取締役会等の重要な会議において、随時その担当業務の執行状況の報告を行う。
- (2) 代表取締役及び業務執行取締役は、以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対し報告を行う。
 - ① 会社の信用を大きく低下させたもの、又はその恐れのあるもの
 - ② 会社の業績に大きく悪影響を与えたもの、又はその恐れがあるもの
 - ③ 社内外に対し、環境、安全、衛生及び製造物責任に関する重大な被害を与えたもの、又はその恐れがあるもの
 - ④ SDT行動規範、社会規範に対する違反で重大なもの
 - ⑤ その他上記①～④に準じる事項
- (3) 取締役、執行役員及び使用人は、監査役が事業の報告を求めた場合、又は監査役がSDTグループの業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。

i. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第3項第4号)

- (1) 内部監査室は、監査役との間で事業年度毎の内部監査計画を協議すると共に、適宜に内部監査結果及び指摘・提言事項等についての協議及び意見交換を行うなど、常に連携するものとする。
- (2) 監査役及び内部監査室は、監査法人との間でも情報交換等の連携を図るものとする。

j. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制整備

- (1) 当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。
- (2) 管理本部を反社会的勢力対応部署と位置づけ、対応指針等を整備したうえで、上記基本方針を取締役及び使用人に周知徹底する。
- (3) 平素より行政機関などからの情報収集に努め、不当要求等の事案が発生した場合には警察及び公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター並びに顧問法律事務所等の外部専門家と緊密に連携し、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

④ 役員報酬

a. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	ストック・オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	77,850	77,850	—	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く。)	2,400	2,400	—	—	—	1
社外監査役	240	240	—	—	—	1

b. 発行者の役員ごとの報酬の総額等

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

c. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

d. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、取締役及び監査役の報酬については報酬限度額を定時株主総会で決議しており、各取締役の報酬については取締役会で職務内容及び当社の状況等を勘案のうえ、決定しております。
また、監査役の報酬は株主総会で決定する報酬総額の範囲内で、監査役が決定しております。

⑤ 取締役の定数

当社の取締役 10 名以内とする旨を定款で定めております。

⑥ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑦ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑧ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	19,800	－
連結子会社	－	－
計	19,800	－

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社グループの事業規模及び業務の特性等に基づいた監査日数、監査役の意見等の諸要素を勘案し、決定しております。

第6 【経理の状況】

1. 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当連結会計年度（2024年6月1日から2025年5月31日まで）の連結財務諸表について、RSM清和監査法人により監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,800,986	2,402,130
売掛金	505,729	547,712
仕掛品	29,298	48,426
貯蔵品	600	456
その他	45,264	58,988
貸倒引当金	△342	△163
流動資産合計	2,381,537	3,057,549
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備(純額)	9,329	6,958
工具器具備品(純額)	6,029	4,531
有形固定資産合計	※ 15,359	※ 11,490
無形固定資産		
ソフトウェア	5,539	3,289
無形固定資産合計	5,539	3,289
投資その他の資産		
投資有価証券	233	30,263
長期貸付金	398	-
繰延税金資産	10,845	9,631
前払金	-	59,999
その他	25,640	88,096
投資その他の資産合計	37,117	187,990
固定資産合計	58,015	202,770
資産合計	2,439,553	3,260,320

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	284,334	319,490
短期借入金	—	300,000
1年内返済予定の長期借入金	213,446	280,052
未払費用	93,726	135,241
未払法人税等	35,726	18,300
未払消費税等	78,681	67,155
その他	120,553	176,949
流動負債合計	826,469	1,297,188
固定負債		
長期借入金	308,094	583,042
退職給付に係る負債	377,768	354,755
役員退職慰労引当金	93,792	106,823
固定負債合計	779,654	1,044,621
負債合計	1,606,123	2,341,809
純資産の部		
株主資本		
資本金	32,500	32,500
資本剰余金	4,490	4,490
利益剰余金	770,830	847,146
株主資本合計	807,821	884,137
その他の包括利益累計額		
退職給付に係る調整累計額	25,607	34,372
その他の包括利益累計額合計	25,607	34,372
純資産合計	833,429	918,510
負債純資産合計	2,439,553	3,260,320

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
売上高	※ 1 5,138,434	※ 1 5,663,627
売上原価	4,086,871	4,436,940
売上総利益	1,051,563	1,226,686
販売費及び一般管理費	※ 2 875,300	※ 2 1,105,216
営業利益	176,262	121,469
営業外収益		
受取利息	24	998
助成金収入	2,243	1,003
その他	39	483
営業外収益合計	2,307	2,485
営業外費用		
支払利息	7,302	8,177
その他	63	95
営業外費用合計	7,365	8,273
経常利益	171,204	115,681
特別利益		
投資有価証券売却益	582	-
特別利益合計	582	-
税金等調整前当期純利益	171,786	115,681
法人税、住民税及び事業税	58,592	42,786
法人税等調整額	△1,287	△3,421
法人税等合計	57,304	39,365
当期純利益	114,481	76,315
親会社株主に帰属する当期純利益	114,481	76,315

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
当期純利益	114,481	76,315
その他の包括利益		
退職給付に係る調整額	17,780	8,765
その他の包括利益合計	※ 17,780	※ 8,765
包括利益	132,262	85,081
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	132,262	85,081

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	32,500	－	656,348	△9,100	679,748
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			114,481		114,481
株式交換による増加		4,490		9,100	13,590
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	－	4,490	114,481	9,100	128,072
当期末残高	32,500	4,490	770,830	－	807,821

	その他の包括利益累計額		非支配株主 持分	純資産合計
	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	7,827	7,827	13,590	701,167
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益				114,481
株式交換による増加				13,590
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	17,780	17,780	△13,590	4,189
当期変動額合計	17,780	17,780	△13,590	132,262
当期末残高	25,607	25,607	－	833,429

当連結会計年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	32,500	4,490	770,830	807,821
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益			76,315	76,315
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				-
当期変動額合計	-	-	76,315	76,315
当期末残高	32,500	4,490	847,146	884,137

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	25,607	25,607	833,429
当期変動額			
親会社株主に帰属する 当期純利益			76,315
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	8,765	8,765	8,765
当期変動額合計	8,765	8,765	85,081
当期末残高	34,372	34,372	918,510

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	171,786	115,681
減価償却費	9,616	8,071
貸倒引当金の増減額(△は減少)	182	△178
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	8,310	13,031
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△4,801	△7,595
受取利息及び受取配当金	△24	△998
支払利息	7,302	8,177
投資有価証券売却損益(△は益)	△582	-
売上債権の増減額(△は増加)	△69,292	△41,983
棚卸資産の増減額(△は増加)	30,717	△18,983
仕入債務の増減額(△は減少)	62,586	35,155
未払消費税等の増減額(△は減少)	△2,836	△11,526
未払費用の増減額(△は減少)	18,749	41,514
その他	10,985	△21,684
小計	242,698	118,681
利息及び配当金の受取額	24	998
利息の支払額	△7,227	△8,294
法人税等の支払額	△44,881	△60,213
営業活動によるキャッシュ・フロー	190,613	51,172
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	-	△1,737
無形固定資産の取得による支出	△31	△214
投資有価証券の取得による支出	-	△30,030
投資有価証券の売却による収入	943	-
子会社株式取得に係る前払金の支出	-	△59,999
貸付金の回収による収入	615	398
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,527	△91,583
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	-	300,000
長期借入れによる収入	-	600,000
長期借入金の返済による支出	△220,092	△258,446
財務活動によるキャッシュ・フロー	△220,092	641,554
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△27,950	601,143
現金及び現金同等物の期首残高	1,828,937	1,800,986
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1 1,800,986	※ 1 2,402,130

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

株式会社インディゴデータ

(2) 主要な非連結子会社の名称

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式

時価のないもの

移動平均法による原価法

投資有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

評価基準は個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法及び定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 6～15年

工具器具備品 2～6年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なり
スクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する、主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を
充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。なお、顧客との取引の対
価は、履行義務を充足してから通常、概ね2か月以内で受領しております。

① ソフトウェア開発・運用サービスの提供

ソフトウェア開発・運用サービスの提供では、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供しており、
一定の期間にわたり充足される履行義務として、サービスが提供される時間の経過に応じて収益を認
識しております。

② システム保守・運用サービス

システム保守・運用サービスでは、契約期間にわたってシステム保守・運用サービスを提供してお
り、一定の期間にわたり充足される履行義務として、経過期間に基づき収益を認識しております。

③ ライセンス・製品機器等の販売

ライセンス・製品機器等の販売等では、顧客への引渡後、顧客が検収した時点で履行義務が充足さ
れると判断していることから、一時点で充足される履行義務として、顧客が検収した時点で収益を認
識しております。

④ 受注制作のソフトウェア開発

受注制作のソフトウェア開発では、履行義務の充足につれて一定期間にわたり収益を認識しており
ますが、ごく短い期間の契約であるため、代替的な取扱いを適用し、原則として完全に履行義務を充
足した時点である顧客検収時点で収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産の金額は、連結財務諸表「注記事項(税効果会計関係)」の1.に記載の金額と同一であ
ります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、将来の事業計画に基づく課税所得を合理的に見積り、回収可能性があると判
断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。

課税所得の見積りについては、事業環境や市場環境等を考慮した事業計画を基礎としております。

なお、将来において課税所得の見積りの基礎となる事業環境等の変化により、課税所得の見積りに変化
が生じた場合は、将来における一時差異の解消金額や繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)

・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)ほか、関連す
る企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定め
るもの。

(2) 適用予定日

2028年5月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額につきましては、現時点で
評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	84,137	89,744

(連結損益計算書関係)

※ 1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。
顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約にか
ら生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※ 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
役員報酬	85,270	88,110
給与手当	317,702	432,026
役員退職慰労引当金繰入	14,784	13,031

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
退職給付に係る調整額		
当期発生額	28,103	16,482
組替調整額	△920	△3,082
税効果調整前	27,183	13,400
税効果額	△9,402	△4,635
退職給付に係る調整額	17,780	8,765
その他の包括利益合計	17,780	8,765

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度増加 株式数	当連結会計年度減少 株式数	当連結会計年度期末 株式数
発行済株式				
普通株式	6,500	-	-	6,500
合計	6,500	-	-	6,500
自己株式				
普通株式 (注) 1	260	-	260	-
合計	260	-	260	-

(注) 普通株式の自己株式の減少260株は、株式交換により株式会社インディゴデータを完全子会社化したことによる減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度増加 株式数	当連結会計年度減少 株式数	当連結会計年度期末 株式数
発行済株式				
普通株式	6,500	643,500	-	650,000
合計	6,500	643,500	-	650,000

（注）1. 2024年8月15日開催の取締役会決議により、2024年9月10日付で普通株式1株を100株に分割するとともに、定款の一部を変更し、1単元を100株とする単元株式制度を採用しております。

2. 自己株式については、該当事項はありません。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）	当連結会計年度 （自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）
現金及び預金勘定	1,800,986	2,402,130
現金及び現金同等物	1,800,986	2,402,130

※2 重要な非資金取引の内容

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）	当連結会計年度 （自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）
株式交換による自己株式の減少額	9,100	-
株式交換による資本剰余金の増加額	4,490	-

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入等による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等に晒されております。当該リスクに対して、取引については取締役会での決裁を行うこととしております。

長期貸付金は、市場価格の変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等に晒されております。当該リスクに対して、取引については取締役会での決裁を行うこととしております。

長期借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。なお、当社グループでは流動性のリスクを回避するために、営業債務や借入金は各社が月次に資金繰り計画表を作成する等の方法により管理しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先の信用状況を把握する体制をとっております。これにより、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価を把握しており、その資金運用管理状況を定期的に関係責任者へ報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理本部が適時に資金繰り計画表を作成、更新するとともに、手元流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年5月31日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	521,540	516,542	△4,997

当連結会計年度（2025年5月31日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	863,094	855,701	△7,392

（注）1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

（注）2. 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
その他有価証券 非上場株式	233	30,263

市場価格のない株式等は非上場株式等であり、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号）第5項に従い、時価開示の対象とはしていません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2024年 5 月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	1, 800, 986	-	-	-
売掛金	505, 729	-	-	-
合計	2, 306, 716	-	-	-

当連結会計年度 (2025年 5 月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	2, 402, 130	-	-	-
売掛金	547, 712	-	-	-
合計	2, 949, 842	-	-	-

(注) 4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (2024年 5 月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
長期借入金	213, 446	308, 094	-	-
合計	213, 446	308, 094	-	-

当連結会計年度 (2025年 5 月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
長期借入金	280, 052	583, 042	-	-
合計	280, 052	583, 042	-	-

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024 年 5 月 31 日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	516,542	-	516,542
負債計	-	516,542	-	516,542

当連結会計年度（2025 年 5 月 31 日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	855,701	-	855,701
負債計	-	855,701	-	855,701

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（1 年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前連結会計年度（2024 年 5 月 31 日）

（単位：千円）

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	233	233	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	233	233	-
合計		233	233	-

当連結会計年度（2025 年 5 月 31 日）

（単位：千円）

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	30,263	30,263	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	30,263	30,263	-
合計		30,263	30,263	-

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として、退職一時金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
退職給付債務の期首残高	410,354	377,768
勤務費用	9,723	8,138
利息費用	2,872	5,099
数理計算上の差異の発生額	△28,103	△16,482
退職給付の支払額	△17,079	△19,768
退職給付債務の期末残高	377,768	354,755

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

（単位：千円）

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
非積立型制度の退職給付債務	377,768	354,755
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	377,768	354,755
退職給付に係る負債	377,768	354,755
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	377,768	354,755

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
勤務費用	9,723	8,138
利息費用	2,872	5,099
数理計算上の差異の費用処理額	△920	△3,082
確定給付費用に係る退職給付費用	11,675	10,156

(4) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
数理計算上の差異	27,183	13,400
合計	27,183	13,400

(5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
未認識数理計算上の差異	39,149	52,550
合計	39,149	52,550

(6) 数理計算上の計算基礎に関する次に掲げる事項

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
割引率	1.4%	1.8%
予想昇給率	1.8	1.8
退職率	5.7	5.7

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	3,983	753
未払費用	16,063	17,779
前払費用	2,594	3,649
減価償却費超過額	2,450	7,059
退職給付に係る負債	130,666	122,707
役員退職慰労引当金	32,442	36,949
投資有価証券評価損	3,239	3,239
資産除去債務	-	2,261
繰延税金資産小計	191,441	194,400
評価性引当額	△180,595	△184,769
繰延税金資産合計	10,845	9,631

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別の内訳
 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社グループは、本社オフィス等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸借契約に関する敷金が資産に計上されているため、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023 年 6 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024 年 6 月 1 日 至 2025 年 5 月 31 日)
一時点で移転される財又はサービス(注)	382,868	591,494
一定期間にわたり移転される財又はサービス	4,755,566	5,072,132
顧客との契約から生じる収益	5,138,434	5,663,627

(注) 一時点で移転される財又はサービスの金額には、一定期間にわたり充足される履行義務で、ごく短い期間にわたり充足される履行義務に該当する金額を含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

4 会計方針に関する事項 (6) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023 年 6 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024 年 6 月 1 日 至 2025 年 5 月 31 日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	436,436	505,729
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	505,729	547,712
契約負債(期首残高)	31,115	27,170
契約負債(期末残高)	27,170	37,229

契約負債は、主に履行義務が充足される契約において、顧客からの前受対価に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引が無いため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023 年 6 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループはソフトウェア開発、システム運用管理等の情報サービス事業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社 NTT データ SMS	1,074,014	ソフトウェア開発、システム運用管理等の情報サービス事業
株式会社 NTT データフロンティア	602,290	ソフトウェア開発、システム運用管理等の情報サービス事業

当連結会計年度（自 2024 年 6 月 1 日 至 2025 年 5 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループはソフトウェア開発、システム運用管理等の情報サービス事業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社 NTT データ SMS	1,242,229	ソフトウェア開発、システム運用管理等の情報サービス事業
株式会社 NTT データフロンティア	731,392	ソフトウェア開発、システム運用管理等の情報サービス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2023 年 6 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024 年 6 月 1 日 至 2025 年 5 月 31 日）

該当事項はありません。

（1 株当たり情報）

	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
1 株当たり純資産額	1,282円20銭	1,413円09銭
1 株当たり当期純利益	176円43銭	117円41銭

（注） 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

3. 当社は 2024 年 9 月 10 日付で普通株式 1 株につき普通株式 100 株の割合で株式分割を実施しております。1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益金額につきましては、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出してあります。

	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	114,481	76,315
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	114,481	76,315
普通株式の期中平均株式数（株）	648,863.39	650,000

（重要な後発事象）

（株式取得による会社等の買収）

当社は、株式会社 ZEALOT の株式取得について 2025 年 5 月 23 日開催の取締役会で決議し、2025 年 6 月 1 日付で全株式を取得し、完全子会社化しました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称 株式会社 ZEALOT

事業内容 アプリケーションソフトウェアの企画・開発・販売・受託開発及び保守・点検等

(2) 企業結合を行った主な理由

株式会社 ZEALOT（以下、「ZEALOT 社」）はクラウドサービス分野において高い専門性と豊富な実績を有しており、当社の既存事業との高い親和性を有しております。特に、両社が保有する技術・ノウハウ・顧客基盤を統合することで、サービスラインの強化および多角化による収益基盤の安定化、両社の人材・開発リソースの最適化による効率的な運営体制の構築、新規市場への展開加速およびブランド力の強化のようなシナジーが期待されます。

また、完全子会社化により、経営方針の統一や迅速な意思決定を可能とし、グループ全体としての機動的かつ戦略的な事業展開が実現できるものと判断しております。これらの理由により、当社は ZEALOT 社の完全子会社化を行うことが、企業価値の向上および株主利益の最大化に資するものであると考えております。

(3) 企業結合日

2025 年 6 月 1 日

- (4) 企業結合の法的形式
現金を対価とする株式取得
- (5) 結合後の企業の名称
変更ありません。
- (6) 取得した議決権比率
100%
- (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式会社 ZEALOT の株式を取得したためです。
2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
- | | | |
|-------|----|-----------|
| 取得の対価 | 現金 | 59,999 千円 |
| 取得原価 | | 59,999 千円 |
3. 主要な取得関連費用の内容及び金額
現時点では確定していません。
4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
現時点では確定していません。
5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
現時点では確定していません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	300,000	1.200	—
1年以内に返済予定の長期借入金	213,446	280,052	1.264	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	308,094	583,042	1.264	2026年8月～ 2030年2月
合計	521,540	1,163,094	-	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	230,042	158,000	120,000	75,000

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうちの当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用しているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年6月1日から翌年5月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3月以内
基準日	毎年5月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年5月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告は、官報に掲載して行う。 https://www.sms-datatech.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年 8月29日

株式会社エス・エム・エス・データテック
取締役会 御中

R S M 清 和 監 査 法 人

東京事務所
指定社員
業務執行社員 公認会計士

箕 悦生

指定社員
業務執行社員 公認会計士

市川 裕之

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エス・エム・エス・データテックの2024年6月1日から2025年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エス・エム・エス・データテック及び連結子会社の2025年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。